

# ランク基準表

## 土木一式

ランク	基準点	発注金額
A	1220 点以上	1 億5 千万円以上
B	900 点以上～1219 点以下	7 千万円以上～3 億円未満
C	790 点以上～899 点以下	1 千万円以上～7 千万円未満
D	670 点以上～789 点以下	3 千万円未満
E	669 点以下	1 千万円未満

## 建築一式

ランク	基準点	発注金額
A	1220 点以上	1 億5 千万円以上
B	840 点以上～1219 点以下	7 千万円以上～3 億円未満
C	740 点以上～839 点以下	1 千万円以上～7 千万円未満
D	630 点以上～739 点以下	3 千万円未満
E	629 点以下	1 千万円未満

## 電気

ランク	基準点	発注金額
A	1230 点以上	5 千万円以上
B	730 点以上～1229 点以下	1 千万円以上～1 億円未満
C	729 点以下	2 千万円未満

## 管

ランク	基準点	発注金額
A	1230 点以上	5 千万円以上
B	730 点以上～1229 点以下	1 千万円以上～1 億円未満
C	729 点以下	2 千万円未満

## 舗装

ランク	基準点	発注金額
A	720 点以上	全額
B	719 点以下	2 千万円未満

## 造園

ランク	基準点	発注金額
A	730 点以上	全額
B	729 点以下	2 千万円未満

## 塗装

ランク	基準点	発注金額
A	670 点以上	全額
B	669 点以下	1 千5 百万円未満

## 水道施設

ランク	基準点	発注金額
A	700 点以上	2 千万円以上
B	699 点以下	2 千万円未満

## 注意事項

- 1 「基準点」は経営事項審査における当該工種に係る総合評定値と久留米市が別に定める発注者別評価点(主観点)を合算したものです。
- 2 技術者要件による格付  
土木一式工事及び建築一式工事において、A又はBランクに格付けるためには、特定建設業の許可と監理技術者を1名以上雇用していることが必要です。  
基準点はランク基準を満たすものの、前記の要件を満たさない場合は、Cランクに格付けます。